



# 令和6年度 亀岡市職員採用試験要項 【令和7年1月実施試験】

- 1次試験日：【筆記試験】令和7年1月11日（土）  
【個別面接試験】令和7年1月16日（木）  
令和7年1月17日（金）  
※個別面接試験は上記のうち指定する1日
- 1次試験内容：筆記試験及び個別面接試験
- 受付期間：令和6年12月9日（月）～令和6年12月25日（水）

※原則、インターネット申込みです。

※インターネット申込ができない方は、必ず12月20日午後5時までに問い合わせてください。

## 亀岡市の採用試験

亀岡市では公務員対策が不要な方法での受験を可能にするなど、従来の試験方法にとらわれず、多くの方に受験していただきやすい人物重視の方法（一部資格専門職を除く。）で試験を実施しています。

特定の職種では、保有資格によっては筆記試験が免除され、面接のみでご自身をアピールしていただける方式を設定しておりますので、自身の能力や多彩な経験を市政の幅広い分野で活かすことのできる、チャレンジ精神のある方に受験いただきたいと考えています。

## 亀岡市からのお願い

亀岡市職員採用試験は、受験申込みによって試験の準備が進められ、経費には税金が使われます。

申込後、やむを得ず受験を辞退される場合は、  
必ず所定の手続きをしていただきますようお願いいたします。

## 1 試験区分、採用予定人数及び受験資格など

試験区分	採用予定人数	受験資格
チャレンジ方式 学芸員 [-40]	若干名	昭和59年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学（短期大学を除く。）で、考古学・歴史学・文化財学等の専門課程を卒業（令和7年3月31日までに卒業見込みを含む。）し、学芸員資格を有しており（令和7年3月31日までに取得見込みを含む。）、埋蔵文化財発掘調査等の知識・経験を有する人

※障がい者の受験が可能です。受験に際して配慮が必要な場合は、申込フォームに入力してください。

※募集人数は、現時点における予定に基づくもので、今後の事業計画によって変わることがあります。

※受験資格がないことが明らかになったときは合格を取り消す場合があります。

※国籍は問いませんが、日本国籍を有しない方については、法令により永住が認められている方又は採用予定日前日までに認められる見込みの方のみ受験することができます。「法令により永住が認められている方」とは、「出入国管理及び難民認定法による永住者」及び「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法による特別永住者」をいいます。

※地方公務員法第16条の規定による次の欠格条項のいずれかに該当する方は受験できません。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 亀岡市において懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
- (3) 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、同法第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- (4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

## 2 試験方法・期日・場所

試験方法・期日・場所については、次のとおりです。また、1次試験の集合時間などについては、受験者に別途お知らせします。

### (1) チャレンジ方式【学芸員】

区分	試験方法	期日	場所
1次試験	作文試験	令和7年1月11日（土）	亀岡市役所
	個別面接	令和7年1月16日（木） 令和7年1月17日（金） ※上記のうち指定する1日	亀岡市役所
2次試験	個別面接	令和7年1月下旬～ 令和7年2月上旬	亀岡市役所

### 3 試験内容

試験内容については、次のとおりです。

作文試験	作文課題に対する理解力、文章の表現力や構成力などについて評価を行います。 課題字数は800字、試験時間は50分です。
------	---

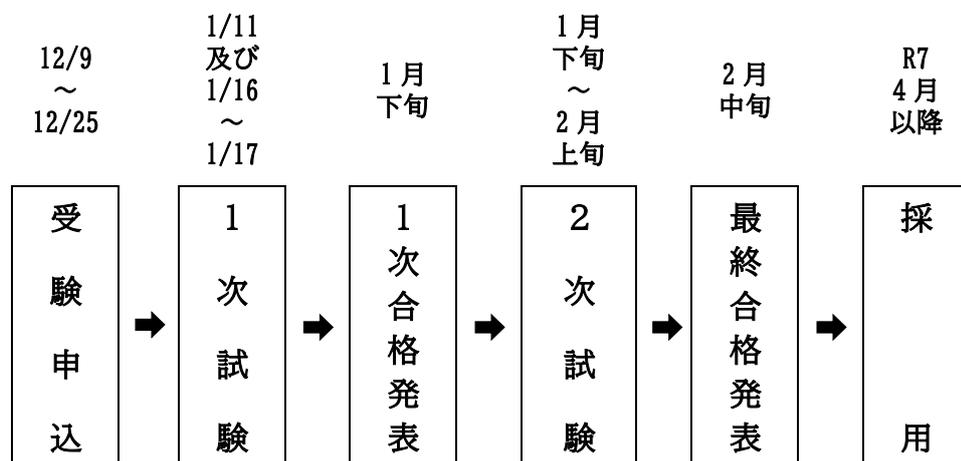
#### <採用試験受験にあたっての注意>

自然災害などの発生により、試験が中止または延期になる場合や、試験会場、試験内容、開始時間などが変更になる場合があります。

なお、中止、延期または変更が生じた場合の通知は、市ホームページなどで行います。

### 4 採用までの流れ

#### 【かめおか方式】



- (1) 1次および2次試験の合格発表については、市ホームページで受験番号を掲示するほか、合格者にのみ通知を行います。また、2次試験の合格発表については、合格者の受験番号を掲載した公告文を掲示します。
- (2) 最終合格者は、試験区分ごとの職員採用候補者名簿に登載し、令和7年4月1日以降必要に応じて採用されます。ただし、最終合格者と調整し、令和7年3月31日以前に採用する場合があります。職員採用候補者名簿の有効期間は、令和8年4月1日までです。

### 5 日本国籍を有しない方の採用後の配置等

「公権力の行使」及び「公の意思形成への参画」に携わる公務員については日本国籍を必要とするという「公務員に関する基本原則」に基づく任用制限により、亀岡市では、日本国籍を有しない方については、次の(1)以外の業務及び(2)以外の職に就いていただくこととしております。また、昇任についての考え方は(3)のとおりです。

(1) 「公権力の行使」に該当する業務

- ア 市民の権利や自由を一方的に制限することとなる業務
- イ 市民に対し一方的に義務や負担を課すこととなる業務
- ウ 市民に対して強制力をもって執行する業務
- エ その他公権力の行使に該当する業務（行政立法、準司法的権能のある行為に係るものなど）

≪「公権力の行使」に該当する業務の具体例≫

- 都市計画法に基づく開発行為の許可処分
- 市民税や国民健康保険料の賦課徴収
- 生活保護法による保護の決定及び実施に関する処分
- 建築基準法に違反している建築物に対する同法に基づく各種措置命令

(2) 「公の意思形成への参画」に該当する職

亀岡市の行政について、企画、立案、決定等に関与する職であり、具体的には、①ラインの副課長級以上の職、②本市の基本政策の決定（基本計画の策定、予算の編成、組織、人事、労務管理等）に携わる係長級以上の職が該当します。

(3) 昇任についての考え方

日本国籍を有しない職員についても、「公務員に関する基本原則」に反しない範囲において昇任が可能です。

## 6 勤務条件など

(1) 初任給については次のとおりです。

(参考：令和6年7月1日現在。ただし、地域手当を含む。)

大学卒
214,544円

- ・職歴や学歴などにより給料月額が増減する場合があります。また、扶養手当、通勤手当、期末・勤勉手当（いわゆるボーナス）などの諸手当が要件に応じて支給されます。
- ・初任給は、採用前の給与改定などにより変更になる場合があります。

(2) 配属のある主な勤務地については次のとおりです。

亀岡市役所、亀岡市文化資料館など（派遣などにより、市外の勤務地となる場合があります。）

(3) 福利厚生制度については、京都府市町村職員共済組合や亀岡市職員互助会への加入により、病気、けが、入院、結婚、出産などに対して各種給付金を受けられるほか、住宅や物品の購入、結婚、入学などに要する資金の貸付制度があります。

(4) 受動喫煙防止対策として原則敷地内は禁煙です。（一部特定屋外喫煙所を設けています。）

## 7 受験申込みの手続

インターネットから申込みをしてください。

※インターネットによる申込みができない場合は、令和6年12月20日（金）午後5時までに亀岡市市長公室人事課まで問い合わせてください。なお、それ以降の対応はできません。

<p>申込方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>試験要項などをよく読んだ上で</b>、指定サイトのフォームに必要事項を入力し、送信してください。</li> <li>・ 申込みが正常に終了した場合、受付が完了した旨のメールを送信します。申込み後のメールが届かない場合は、人事課に問い合わせてください。</li> <li>・ 申込内容に不備などがある場合は、亀岡市市長公室人事課から確認の連絡をすることがあります。なお、確認ができなかった場合、申込の受付ができないことがあります</li> </ul>
<p>申込受付期間</p>	<p><b>&lt;令和6年12月9日（月）～令和6年12月25日（水）&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 12月25日（水）までに正常に到着したものに限り受付を行います。</li> <li>・ 申込受付期間終了直前は、サーバーが混み合うおそれがあるため、余裕を持って申込手続を行ってください。使用するパソコンや通信回線上の障害などによるトラブルについては、一切責任を負いません。</li> <li>・ 申込受付期間後の試験区分の変更はできません。</li> </ul>
<p>受験票 受験番号 など</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 受験票は指定サイトの「マイページ」⇒「エントリー一覧」⇒「受験票」より印刷が可能です。</li> <li>・ 申込受付期間終了後、1次試験の試験日までの間に、受験番号などをお知らせするメッセージを送信しますので、メッセージが届きましたら、速やかに確認し、必要な手続を行ってください。</li> <li>・ 申込後の手続きをスムーズにするため、メッセージ新着のお知らせが自身のメールアドレスに送信されるように設定することを推奨します。設定は指定サイトの「マイページ」⇒「設定」⇒「通知」から行い、「官公庁からメッセージが送信された時のお知らせ」にチェックを入れてください。</li> </ul>

## 8 試験結果の開示

この採用試験で合格されなかった方は、本人の成績（総合順位のみ）について口頭で開示を請求することができます。

なお、受験者本人が、本人であることを証明する書類（受験票など）を持参のうえ、合格発表の日から2週間以内に直接人事課までお越しください。開示受付時間は午前9時から午後5時（土・日曜日、祝日を除く）までとなっております。なお、電話などによる請求では開示できません。

○問い合わせ先

亀岡市役所 市長公室 人事課 （市役所6階）

〒621-8501 亀岡市安町野々神8番地

電話 0771-22-3131 （代表）

0771-55-9451 （直通）

